

美濃加茂市監査委員告示第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

- 1 対象の監査 令和 8 年度 4 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 8 年 5 月 2 5 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 5 月 2 5 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 6 月 4 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
多文化共創課	【検討】 外国人生活相談窓口設置業務については、NPO 法人ブリッジと NPO 法人アイキャンの各々と個別に契約することを検討されたい。	令和 8 年度は契約済みのため、令和 9 年度からの「外国人生活相談窓口設置業務」については、ご指摘の通り NPO 法人ブリッジと NPO 法人アイキャン各々と個別の契約を予定です。

美濃加茂市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 6 月 18 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

1 対象の監査 令和 8 年度 4 月支払分の随時監査（財務監査）

2 監査実施日 令和 8 年 5 月 25 日

3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 5 月 25 日

4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 6 月 16 日

5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
商工観光課	【意見】 企業者支援事業補助金について、2 回目以降の支払いにあたっては、積算 根拠を確認し、明確に提示できるよう にされたい。	2 回目以降の支払いにあたっては、概算払請求書の「概算払 を希望する具体的な理由」に交 付見込み等の記載に加え、前回 までの概算払金額に対する交付 実績及び残額を記載し、併せて 当該補助金の交付実績等を確認 できる資料を添付するよう依頼 しました。